

2021 (R3) 年1月1日 (金)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.18

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

明けましておめでとうございます。

当事務所マスコットキャラクターのアラックマが新年のごあいさつを申し上げます。昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大で大変な一年でしたが、とても嬉しいニュースがありました。私をデザインしてくださった濱七海さんのイラストが下関市芸術文化祭で見事「市長賞」を受賞されたことです。市報でご覧になりましたか？。ちよっとブラックな感じ・・・でもすごく洒落ている不思議な作品です。「ぼくはNANAMI HAMA先生の作品だぞ！」と胸を張っています。えっへん！



コロナ禍はまだまだ続きそうですが、悲観せず、ユーモアを忘れずにいきたいですね。2020 (R 2) 年の前田将志法律事務所は債務整理事件や家事事件、交通事故事件等のほか、労働事件や工事請負事件、法人の清算や名誉毀損、B型肝炎訴訟等にも取り組んできました。2021 (R 3) 年はさらに新たな分野に取り組んでいきたいです。ということで、本年もどうぞよろしく願いいたします。

法律相談：裁判で「遺言」が無効となった事例

○ Aさんの親御さんが亡くなられ自筆の遺言書を残されましたが、内容は「Bさんに全ての遺産を与える」というものでした。しかし相談に来られたAさんから事情をうかがったところ、遺言書の効力に問題があると判断できたため、Aさんの代理人として「遺言無効確認訴訟」を提起しました。

本事案の詳細は控えますが、自筆の遺言書（自筆証書遺言）の典型的な無効原因としては①様式に不備があること、②自書がなされていないこと、③遺言能力が欠けていることが挙げられます。無効を主張する側は、このような無効原因を裏付ける事実及び証拠があるか調査して、法的に評価することとなります。

日付や押印を全く欠いているような場合は無効であることが明らかですが、訴訟にまで発展する場合、遺言の有効性判断が難しいケースが多くなります。例えば、認知症等により遺言能力に疑いがあるケースでは、医療記録や看護記録等を精査するほか、遺言作成時の言動に関する記録や遺言内容の合理性・複雑性の評価等が必要となり、その判断は容易ではありません。



○ 第一審の「遺言を無効とする」判決に対してBさんは控訴されましたが、第二審でも「遺言が無効である」との判断が示され、最終的には「遺言の無効を確認する内容の和解」が成立しました。

☆ 自筆証書遺言は手軽に作成できる反面、紛失や隠匿のおそれがあり、また条件を満たさないと無効になるおそれもあります。遺言の内容によっては相続の在り方が大きく変わり、相続関係者に重大な影響を与える可能性もあります。遺言の効力に疑問が生じた場合、独りで悩み続けるよりも、まずは弁護士等の法律専門家に相談してその意見を確認することをお勧めします。

【この事例は依頼者様からの書面によるご承諾をいただいで掲載しています】

※ 自筆証書遺言については「ひよりやま」の6・7・9号も参考になさってください。当事務所で作成をお手伝いした事例もご紹介しています。